

平成29年3月8日

答申第765号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会の訪問員が受信契約について明らかに法律違反の説明をしている」として、「この件について貴協会はどう対応するのか」について開示の求めがあった。

NHKは、放送法に基づき適切に営業活動を進めているため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年3月8日（第247回審議委員会）

第778号諮問、審議、答申